全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 ホームページアドレス [http://www.zenhokyo.gr.jp]

一今号の目次一

- ◆「「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」 及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」が発出される

平成29年3月29日、厚生労働省は、措置費の弾力運用に関する通知「「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」及び、契約ルールの見直しに関する通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」を発出しました。改正内容は、平成29年4月1日から適用されます。

通知の本文は、別添の資料 1-1、1-2、1-3 をご参照ください。

〈主な内容〉

- (1) 資料 1-1 局長通知「「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」
- ①前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲の拡大
- ・前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲が、「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」から、同一法人が運営する「公益事業全般」へ対象が拡大。
- ②公益事業に充当できる額の上限の撤廃
- ・前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額(当該施設の 「前期末支払資金の10%を限度」)の上限を撤廃。

(2) 資料 1-2 課長通知「「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」

①会計監査人の費用

・「法人本部の運営に要する経費」の「事務費支出」に、会計監査人の設置に要する費用 が含まれることを明示。

②役員報酬の取扱い

- ・理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除。
- 「法人本部の運営に要する経費」に、役員報酬が含まれることを明示。

(3) 資料 1-3 課長通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

・今回の法改正により、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとして、随意契約が可能な金額を緩和。

◆「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」の様式 について」が発出される

~平成29年度からの現況報告書の様式が示される~

平成29年3月29日、厚生労働省は、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」の様式 について」を発出しました。平成29年4月1日から適用されます。

社会福祉法人は毎会計年度終了後3か月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した「現況報告書」を所轄庁に届ける必要があります。

様式や項目の詳細は、資料2並びに厚生労働省ホームページをご参照ください。

〈厚生労働省ホームページ〉

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

資料2 「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000159471.pdf

◆「平成 29 年春の全国交通安全運動」

~4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」~

平成29年4月6日~15日は、全国交通安全運動の期間となっています。保育所等の児童に対して、正しい交通ルールと交通マナーの教育を実施することが推進されています。「事故にあわない、おこさない」を合言葉に、各施設・事業所での交通安全運動の取り組みをお願いいたします。ポスターは内閣府ホームページからダウンロードできます。

http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h29_haru/pdf/poster_tate.pdf#search=% 27%E5%86%85%E9%96%A3%E5%BA%9C+%E4%BA%A4%E9%80%9A%E5%AE%89%E5%85%A8+%E3%83%9D%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC+%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%27